

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

—明治三十(一八九七)年の導入から大正六(一九一七)年の廃止まで—

所澤 潤

- 一 課題
 - 二 「先入権」規定の導入
 - 三 競争試験廃止の動きと「先入権」
医科大学医学科
工科・農科両大学の競争試験と「先入権」
 - 四 「先入権」付与の廃止と競争試験の復活
医科大学
法科大学
医科大学
農科大学
文科・理科両大学
 - 五 結び
- 一 課題
- 帝国大学に入学するのに必要な資格は、その誕生当初から決して一

つではなかったが、制度上の標準的な経路は一本であり、最初が高等学校の卒業で、明治二十八年中の入学からは、それが改組されて設けられた高等学校大学予科卒業(高等学校大学予科制度は明治二十七年九月施行)であり、さらに、大正十一年四月入学者から制度が代って高等学校高等科卒業(高等学校新制度は大正八年四月施行)となった。そして高等学校大学予科が成立した頃には、この経路は、制度上のみならず実質的にも標準的な経路となっていた。

帝国大学誕生当初は、標準的な経路を通った入学志望者は、収容可能数を下回っていた。しかし、その増加は収容可能数の増加よりも速く、明治三十年頃にはそれを上回ることは切迫した問題となって、標準的な経路を通して入学を志望する者を対象にした「競争試験」が導入された。この呼称の由来ははっきり分かっているわけではないが、筆者が当時の公文書を見てきた限りでは、導入当初、別に標準的な経路以外の出身者を対象にして、入学許可者を決定するための試験があったために、特にこのように呼ばれていたのではないかと思われる。

今日、大学入学試験の在り方は日本社会における難問として常に議論の対象となり、試行錯誤的に制度が改変されている。しかし、それにも拘わらず、日本における過去の経験、殊に、帝国大学に「競争試験」が導入された頃から、大正期にかけての試行錯誤の様に見える制度に関わる変遷についてはこれまでほとんど顧みられず、現在ほとんど知られていない。わずかに、明治後期はまだ無試験で入学できたという程度のこと言われるばかりである。¹⁾

本稿では、日本における過去の経験を振り返って検討する手始めとして、帝国大学の初期入学試験制度中から、入学を志望したにも拘わらず、成績判定により入学が許可されなかった場合に、翌年度には無試験でその年の卒業生に先立って入学できるという制度に注目する。これは、今日の大学入学試験と非常に異なる制度で、入学選抜で不合格となっても、一、二年待てば、必ずその学科に入学できるのであった。

この制度には規則上の名称はない。そのため、明治四十年の公文書では「工科入学競争試験ニ依り入学シ得サリシ者ニハ次学年ノ入学期ニ於テ先入権ヲ与ヘラレ居候」などという風に表現されていたが、また明治四十一年の公文書では「他ノ帝国大学ニ設備ナキ学科ニ限り従前通り先入権ノ規定ヲ存スル必要ヲ認メラレ候場合」というように、「先入権」という言葉で簡略に表現された例も見られる。

先入権という語は、これに限らず優先的な入学に対して公文書上でひろく用いられたが、右の様な事例も見られるので、以下本稿では、簡略のため、「先入権」と括弧を付けて、右の場合の先入権を指すこととする。

この「先入権」は、表面的なことについてすらも今日ではほとんど全

く忘れさられているので、本稿ではその制度の導入から廃止までの経過、どのような場合に付与されていたか、また廃止された理由はどのようなものであったのかについて、基礎的な資料を示すことを課題とする。

「先入権」の付与は、分科大学通則と各分科大学の規則とにより定められたものであったが、両者の変遷をたどるだけでは、十分に課題に応えることはできない。本稿で紹介することだが、医科大学では規則が制定されず、高等学校大学予科各校の間で入学者選抜に関して協定が設けられ、「先入権」の付与される場合がその協定によって規定されていたのである。そこで、関連資料の数多く収められている『文部省往復』等の学内公文書綴を主要な資料として、規定の変遷の経過と背景を、「先入権」付与の導入、競争試験廃止の動き、そして「先入権」付与の廃止と競争試験復活という三段階に分けて叙述し、それによって課題に伝えていきたい。

なお、以下に多くの公文書を引用していくが、それらの内、東京帝国大学が外部に対して発した文書は、特記していない限り、すべて、東京帝国大学に残された案文である。その点は一々断らない。引用においては、朱記等による訂正済のもののみをあげる。また、引用文中にある「」の中は引用者において補った部分である。

二 「先入権」規定の導入

「先入権」付与の規定は、入学志望者数が帝国大学側の収容予定員

を超過した際の入学者の制限方法である競争試験との関連で導入された。

まず、標準的経路の進学者に対して競争試験が導入されるまでを簡単に見ておこう。

明治二十年代の高等学校の卒業者は一般に無試験で帝国大学に入学できたことは周知のこととなっているが、定員超過の問題は、既に明治二十五年の工科大学入学について生じている。この時は種々の「差繰」によって結局入学制限を行わないことになった。

明治二十六年八月二十六日付で文部省専門学務局長から帝国大学に宛てた申進では、翌二十七年には、志望生が入学定員を超過しようとする可能性が述べられ、あらかじめ入学に対して「制限法」を設けることが求められている(文部省文書課「専甲二三六号」)。実際、明治二十七年入学について、工科大学、及び理科大学化学科において、入学志望人員超過の問題が生じたが、結局、入学者の制限法を設けず、やはり予定人員を増加して入学させた。

このような状況を経て、帝国大学においては、明治二十九年六月九日の評議会で、「分科大学通則」中の第一「入学、在学、退学規程」の第二条へ但書を追加することが決定され、「競争試験」が導入されることとなった。そして、同年九月二十三日付で、志望者超過の場合に学科単位で競争試験を施行することが各高等学校に達せられた。追加された部分を含めると、第二条は、次のような内容である。

第二条 分科大学第一級(法科大学ニアリテハ第一級)へ入ルヘキ者ハ高等
学校予科若クハ之ニ準スル学科ノ設ケアル高等中学校又ハ文部大臣
ニ於テ大学予科ニ準スル学科程度ヲ具備スルト公認シタル学校ノ卒業証

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

書ヲ受領シタルモノ若クハ大学予科ノ設ケアル高等学校及高等中学校ニ於テ分科大学ノ通告ニ依リ試験ヲ行ヒ大学予科卒業ト同等ノ学力アリト認定シタルモノトス

但入学志願者ノ数分科大学各学科設備上予定ノ人員ニ超過スルトキハ其人員超過ノ学科志望生ニ限り更ニ大学予科中ノ課目ニ就キ競争試験ヲ受ケシメ入学者ヲ定ム

ここには、「先入権」に関する記述はなく、実際、この段階では、「先入権」付与は認められていなかった。第一高等学校長は、九月三十日付の次の様な文面(後述の一専第二四号文書に添付された写しによる)で文部省専門学務局長宛に試験落第者の処分について照会し、それに対する帝国大学の回答が、その点をはっきり示している。

帝国大学ニ於テハ分科大学各学科ノ設備上予定ノ人員ニ超過スルトキハ其人員超過ノ学科志望生ニ限り競争試験ヲ施シ入学者ヲ定ムルコトニ相成候旨本月廿三日附ヲ以テ御通牒之次第モ有之候処右試験落第者処分上ニ関シ尙左記ノ項ニ承知致度此段及御照会候也

明治廿九年九月三十日

第一高等学校長理学博士久原躬弘

文部省専門学務局長法学博士木下広次郎

一例ハ某学科志望生ニシテ本年ノ試験ニ落第セル者ハ翌年又ハ翌々年ニ至リ該学科ノ定員未滿ナルトキハ無試験ニテ入学ヲ許可セラルヘキヤ
二翌年又ハ翌々年ニ至リ其年ノ高等学校卒業生ノミニテハ定員未滿ナルモ前項ノ落第者ヲ加フルトキハ人員超過スル場合ニ於テハ先ツ右落第者ヲ入学セシメ而後其年ノ卒業生ヲ試験ニ付セラルヘキヤ又ハ両カラ合セテ試験ヲ施サルヘキヤ

三前項果シテ前段ノ通トスレハ本年ニ於テ落第者若干名アリ翌年ニモ落第者若干名アリ翌々年ニ至リ定員未滿ナルモ前二ヶ年ノ落第者ヲ加フルトキハ人員超過スル場合ニ於テハ先ツ前々年ノ落第者ヨリ入学セシメ次テ前年ノ落第者ニ及ブヘキ義ナルヤ

四同一ノ分科大学ニシテ甲ノ学科ニ落第スル者予備学科ヲ異ニセル乙若クハ丙丁ノ学科ニ入学セシトシ該学科ノ定員未滿ナルトキハ予備学科中共通ノ学科ヲ除キ其異ナル学科ニ限り試験ノ上入学ヲ許可セラルヘキヤ

これについて、文部省専門学務局長は、十月五日付で、帝国大学総長に宛て、帝国大学の意見を照会し（一專第二四号）、帝国大学総長は、十月三十日送達で文部省専門学務局長に宛てて回答した（帝国大学第七四三号）。回答の内、先の問合せの四点に対応している部分は、次の様に書かれている。

別記

- 一第一高等学校意見ノ通
- 二翌年又ハ翌々年ニ至リ其年ノ高等学校卒業生ノミニテハ予定人員ニ超過セサルモ前項ノ落第者ヲ加フレハ該人員ニ超過スルトキハ両者ヲ合セテ競争試験ヲ受ケシムルモノトス
- 三前項両者ヲ合セテ競争試験ヲ受ケシムルモノナレハ本項ノ場合ヲ生スルコトナシ
- 四第一高等学校意見之通り

この規定では、入学できなかった者は、翌年定員超過となった場合、改めて「競争試験」を受けなければならなかった。しかし、明治三十年の入学には競争試験が行われたのかどうか、この回答通りのことが

実行される機会があったのかどうかは管見の範囲では明らかでない。

「先入権」付与の規定は、分科大学通則上は、明治三十一年九月の改正により導入されるが、それより先、「工科大学競争試験受験者心得」中の第六で初めて導入された。同心得は、工科大学の上申により、明治三十年十一月三十日に評議会で認可された。そして、次の様に各高等学校長に宛てて通牒された（この資料は写しによる。送達日不明）。

坤第八〇二号

来ル三十一年ニ於テ本学工科大学へ入学セシムヘキ学科別予定人員ノ儀今般別記ノ通り相定メ候就テハ入学志望者ノ数予定人員ニ超過スル場合ハ其人員超過ノ学科志望者ニ限り競争試験施行ノ上入学者ヲ定ムル儀ニ有之候間今後工科大学へ入学志望ノ者ハ別紙入学手続及競争試験受験者心得御示達ノ上可成入学願書ハ貴校ニ於テ御取纏右回送相成候様御取計有之度將又今後ハ貴校卒業前遅クモ六月十五日迄ニ入学志望者ノ氏名ト其志望学科ヲ御通報相成候様致度此段予メ及御照会置候也

年月日

総長

各高等学校校長宛

〔以下は別紙の内、「工科大学競争試験受験者心得」〕

工科大学競争試験受験者心得

- 第一 競争試験ハ予定人員ニ超過セル学科志望者ニ限り執行スルモノトス
- 第二 試験課目及其日割ハ毎学年始業前五日以内ニ本学ニ於テ揭示シ尙官報ヲ以テ広告スヘシ
- 第三 試験成績ハ試験終了後五日以内本学ニ揭示スヘシ

第四 本人病氣等ノ故ヲ以テ試験ニ出席セサル者ハ追試試験ヲ請求スルヲ得ス

第五 試験ヲ執行セシ学科ニ於テ九月三十日迄ニ欠員ヲ生スルトキハ其科志望者ニシテ試験ノ結果ニ依リ入学スルコトヲ得サル者ノ中ニ就キ試験評点ノ高キ者ヨリ順次入学セシムルモノトス

第六 試験ノ結果ニヨリ入学スル事ヲ得ス次ノ入学期ニ於テ当初志望ノ学科へ入学セントスル者アルトキハ該学年ノ入学志望者ニ先チ試験ヲ須ヒス入学セシム但其人ノミニテ既ニ予定ノ数ニ超過スルトキハ前年施行セシ試験評点ノ高キ者ヨリ順次入学セシメ残余ノ者ハ逐次繰下ケ更ニ次ノ入学期ニ於テ前記同様入学セシムルモノトス

第七 試験ノ結果ニ依リ入学スルコトヲ得サル者及病氣等ノ故ヲ以テ競争試験ニ出席セサル者九月三十日迄ニ更ニ定員未滿ノ学科ニ入学ヲ願フトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

この翌年の明治三十一年九月二十七日の評議會で、分科大学通則中の入学、在学、退学規程第二条にも、「先入権」付与の規定の導入が議定され、十月二十一日送達で、帝国大学総長から分科大学宛てに改正が達せられた(達第九号)。それによれば、定員超過の学科に限り、大学予科卒業の志望生全員を仮入学とし、その上で大学予科中の課題につき競争試験を行い、入学できなかった者には「先入権」を付与することになっていた。

第二条 高等学校大学予科ヲ卒業シタル者ハ其志望学科ノ属スル分科大学へ入学ヲ許可シ法科大学ノ外ハ第一年度ニ編入ス

入学志望者ノ数分科大学各学科設備上予定ノ人員ニ超過スルトキハ其人員超過ノ学科志望生ニ限り仮入学ヲ許シ更ニ大学予科中ノ課目ニ就キ競

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

争試験ヲ受ケシメ入学者ヲ定ム

但競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者次ノ入学期ニ於テ当初志望ノ学科ニ入学ヲ請フトキハ該入学期ノ入学志望者ニ先チ試験ヲ須キス入学ヲ許可ス尤其人ノミニテ予定ノ人員ヲ超過スルトキハ競争試験評点ノ高キモノヨリ順次入学セシメ残余ノ人員ハ逐次後ノ入学期ニ於テ同一ノ手續キニ依リ入学ヲ許可ス

ここに現れる仮入学については、どのような状態であるのか管見の範囲では明らかでない。ただ、この件に関しては、第一高等学校長から「仮入学者中競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者ニ在ツテハ次入学期ニ於テ該入学期ノ入学志願者ニ先チ無試験入学ヲ許可セラルヘキニ付右等ノ者ニ於ケル仮入学ハ本人入学ヲ許可セラル、マテ依然継続スルコト、解釈シテ可然ヤ」との旨照会があった。この件は、明治三十二年五月二十四日の評議會において審議され、「第一高等学校見解ノ通ニテ可然」、即ち、「先入権」を付与された者は仮入学の状態で翌年まで待つということが決められた。

なお、従前の分科大学通則では、先にあげたように、帝国大学の入学資格は、原則として「高等学校大学予科若クハ之ニ準スル学科ノ設ケアル高等中学校又ハ文部大臣ニ於テ大学予科ニ準スル学科程度ヲ具備スルト公認シタル学校ノ卒業証書ヲ受領シタルモノ若クハ大学予科ノ設ケアル高等中学校及高等中学校ニ於テ分科大学ノ通告ニ依リ試験ヲ行ヒ大学予科卒業ト同等ノ学力アリト認定シタルモノ」であった。従つて、工科大学の「先入権」付与は、改正前の明治三十一年の入学に対しては、ひろく入学志望者すべてに関わるものであったが、この改正

により、競争試験の受験資格が高等学校大学予科卒業者に限定され、その結果、「先入権」が付与されるのは高等学校大学予科卒業者のみとなった。しかし、明治三十一年の工科大学では入学志望者は全員入学して居り、高等学校大学予科以外の出身者に「先入権」が付与されることは起こらなかった。

三 競争試験廃止の動きと「先入権」

競争試験の規定が導入されたからといって、明治三十一年から各分科大学で毎年競争試験が行われるようになったわけではなかった。従って、「先入権」を付与された者も毎年出たわけではない。

競争試験がなかなか行われなかったのは、標準的経路出身の入学志望者が収容予定数以下が多かったばかりでなく、東京・京都

3	4	5	6	7
334+72 127+38 45+12 51	336+151 144+36 33+15 42 +4	344+53 128+18 48+22 54	354+89 144+33 39+13 56 +1	320+75 159+41 40+10 66
136 +4 21 +8	135 +1 18 +4	132+59 21 +9	131+41 20+12	130+109 20+12
30+17 34+16 8 +2 13	34+10 39+11 10 16 +8	41 42+19 7 +3 14 10 33+10 17+12 9+37 3	21 +8 39+15 9 15 +7 9 32+20 17 +6 28 +3 2	18 -6 39+30 10 +8 21 9 34 +5 17 +7 29+20 4
6 29+19 15 +8 20+19 3	7 +4 35 +4 16+23 19+32 2	10 33+10 17+12 9+37 3	9 32+20 17 +6 28 +3 2	21 9 34 +5 17 +7 29+20 4
17 +7 10 0	18 +4 13+13 0	19+12 15 +6 0	29 15 +8 15	30 -9 11 10 +3
45+12 19 +5 74+16	37+11 13 +1 52+17	55 +9 15 +2 36+15	54+11 10 +4 34+10	30 +9 10 +4 30+21
10 +7 3	11 +9 3 +1	13 +4 4	13 +2 5	16 +6 6
13 +1 6 +7 10 +2	15 +1 8+35 9+17	9 +5 8 +4 11 +5	5 +4 10 12 +9	12 +9 7 +2 16+17
4 3 +1	6 +5 3	4 +1 6 +1	3 +1 6 +3	3 5 +2
10 +2 0	5 +2 0 +1	7 +2 1	12 1 +1	13 +4 0
68 52 +4 32 4 9	66 37 +4 16 10 +9 5	57 41 14 4 8	52 45 12 3 3	32 40 +1 10 1 2

両帝国大学が、文部省の仲介で志望者数に応じて収容人員数を増減し、また、一方で高等学校長会議の決定により、高等学校大学予科の各校の間で志望者数の調整を行ったからであった。しかし、この関係の資料を提示することは本稿の課題をはずれるので行わない。

競争試験が行われた記録がはっきり残っているのは、管見の範囲では、明治三十二年の工科大学が最も古い。ただ、この時は、志望変更、退学等により、最終的な志望者全員を入学させることができたため、「先入権」を付与された者はでなかった。

初めて、競争試験の結果入学できなかった者がでた時期は、筆者に現在確定できていないが、明治三十五年の可能性が高い。尤も、『文部省年報』中の統計によれば、入学できなかった者は明治三十三年の工科大学採鉱及冶金学科と医科大学医学科とに既に現れている。同年報に掲載されている明治三十三年以降、大正七年の「大学令」施行以前の入学者と入学しなかった者との統計は、表1のとおりである。し

表 1 入学者数と不入学者数(明治33年~大正 7 年)

文部省年報掲載の数値より作成。
 表中数字は入学者数、+以下は志望者数と入学者数の差。
 180+8は志望者数188人、入学者数180人。
 入学者数の調整のため、志望者数よりも入学者数が多くなっていることがある。

年 度	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	2
法科大学 法律学 科 政治学 科	96 84	145 100	180+8 100+6	175 82	226 127	213 177	282 154	261 204	258 130 93 93 93 22	248 109 64 62 10	233 172 62 62 10	290+24 177 +7 48 +1 11	270+48 148+25 70+11 13 +3	273+75 152+32 82+16 1 +5
医科大学 医学 科 薬学 科	82 +1 0	107 2	123 5	99 12	117 9	100 14	134 +4 14	132 19	130 13	133 22	131 17	134 17 +4	137 +3 20	142 +4 20 +5
工科大学 土木工学 科 機械工学 科 造船学 科 造船学 科 造兵学 科 電気工学 科 建築学 科 应用化学 科 火薬学 科 探鉱及冶金学 科	30 35 21 4 13 10 11 1 17 +1	30 33 20 3 17 7 12 0 15	37 34+1 23 1 28 8 14 0 14	35 38 23 2+1 21 11 17+4 0 18	42 37+14 25 +4 6 +1 18 +8 12 +5 14+10 2 21 +8	30 37+31 24+12 6 20 +7 10 +5 11+11 2 19 +5	33 45+11 42+12 6 +1 37 +8 15 +3 20+11 2 25	31 45 +5 37 4 38 +5 15 19 +2 1 23	35 46 +5 17 7 +1 21+31 11 +3 20 2 21+10	31 41 +1 9 7 30+11 15 +2 17 +5 2 15 +1	37 +1 48 22 2 33 +5 14 +2 20 +2 1 22	35+20 47 +2 15 4 27+24 15 +3 16+10 1 19	33+21 45 15 6 +4 32+25 16+17 19+17 1 20 +4 11 同(船舶機電学専修)	29+22 44+14 16 4 30+25 14+18 16+29 1 20 7 同(鉄冶金学専修)
文科大学 哲学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科 国文学 科	35 11 7 12 12 0 7 7 0	25 7 3 10 14 1 11 7 1	39+3 11 7 3 18 1 21 8 0	52 12 6 6 16 3 19 12 4 哲学 科 史学 科 文学 科	70 32 46	47 36 46	37 +6 27 61 +5	33 +4 19 +3 44 +8	22 +6 24 +2 41+11	19 +5 16 +2 41+11	38 +7 16 +4 54 +8	37 +7 27 +4 34 +2	35+10 25 +6 57+14	39+11 16 +4 70+20
理科大学 数学 科 星学 科 物理学 科 星物理学 科 化学 科 動物学 科 地質学 科	1 1 16 4 5 3	5 12 3 5 3	5+1 2 17+1 4+3 4 2	8 0 13 6 6 7+1	3 +1 0 +1 10 +3 5 3 8	6 3 12 +4 3 9 6 +1	5 +2 1 +2 14 +7 12 10 +2 9 +1	2 +2 2 26 +2 9 +1 12 4 +1	2 +2 3 18 7 10 +3 8 +2	7 +1 2 11 +1 9 +1 8 +2 5+11	4 1 +1 18 6 6 +2 8 +2	6 +3 2 9 +2 8 +3 6 +2 0 6 +3	12 2 +1 11 +2 8 +4 8 +3 10 +1 7 +1 7 +1 3	6 +3 4 +1 13 +3 5 +3 8 +1 6 7 +1 8 +1 1 +1
農科大学 農学 科 農芸学 科 林学 科 獣医学 科	8 2 10 1	3 6 14 2	7 7 16 1	19 9+2 20 5	22 11 19 7	31 18 19 12	30 +4 30 24 11	27 +5 25 +4 23 18	32+11 26 +3 22 21	29 +3 32 26 15	31 +1 27 31 18	39+14 29 +4 34 12	39+30 29+15 33+11 21 8 +8	76 +7 50 +6 43 12 12

かし、この統計には、標準的な経路以外の出身者や自己の事情で入学できなかった者も含まれていることを考慮しなければならない。一方、『文部省往復』の文書には、採鉱及冶金学科入学のために、高等学校大学予科卒業者に競争試験を行う、という記載は現れないし、また医科大学医学科では、明治四十年代になっても高等学校大学予科以外の出身者もかなりいる。従って、表1中の明治三十三年にある、採鉱及冶金学科と医学科に入学できなかった者も競争試験以外の理由によるものではないかと思われる。そうすると、明治二十五年が、競争試験の結果入学できなかった者のでた最初である可能性が高くなるのである。こうして、競争試験による選抜が実施され始めると、すぐに競争試験を廃止しようという動きが起こった。

それが、最も早く具体的に現れたのは医学部医学科であった。続いて工科・農科両大学にほとんど同時に起こり、その結果分科大学通則が改正されることになった。しかし、競争試験廃止は農科大学では実現したが、工科大学では実現しなかった。

この動きにより、「先入権」は、その付与される場合が、医学部医学科に関しては、他の学科(薬学科)及び他の分科大学と異なることになった。

まず、医科大学医学科をみ、次に工科・農科両大学をみることにしよう。

医科大学医学科

医科大学医学科においては、明治三十六年に協定がなされ、翌三十七年にはさらに改定された。当時、医学科は、東京帝国大学のほかに、

京都帝国大学京都医科大学と同帝国大学福岡医科大学にあった。この協定により、入学志望者は、高等学校大学予科の卒業の成績によって、第一、第二、第三志望に配当されることになり、競争試験が廃止され、また三十七年の改定により、「先入権」も、第三志望にも入学できなかった場合にのみ付与されることとされた。三十七年の協定は大正五年一月まで継続される。以下、これらを具体的に見ていこう。

明治三十六年六月十八日付で、医科大学の入学に関して文部大臣から各高等学校校長宛てに次の様な内訓が発せられた。これについては、前年までの高等学校長会議の諮問内容から見ても、そこで得られた答申に基づくものであるが、関連の資料が見出せない。

専甲七五六号

各高等学校長

各高等学校大学予科第三部卒業生ニシテ東京帝国大学医科大学及京都帝国大学京都医科大学同福岡医科大学ノ医学科ニ入学スヘキ者ノ比及其配当方法ヲ左ノ通り定ム
右内訓ス

明治三十六年六月十八日

文部大臣理学博士男爵菊池大麓

第一条 高等学校大学予科第三部卒業生ニシテ東京帝国大学医科大学及京都帝国大学京都医科大学同福岡医科大学ノ医学科ニ入学スヘキ者ノ数ハ各高等学校ニ於ケル第三部卒業生ニシテ医学科ヲ志望スル者ノ数ヲ各医科大学ノ毎年収容人員ニ按分比例シタルモノトス

第二条 各高等学校ハ其大学予科第三部卒業生ニシテ医学科ヲ志望スル者

ヲシテ各医科大学ニ就キ入学志望ノ順序ヲ指定セシムヘシ

第三条 各高等学校ハ左ノ方法ニ依リ其大学予科第三部卒業生ニシテ医学科ヲ志望スル者ヲ各医科大学ニ配当スルモノトス

- 一 卒業ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ入学志望医科大学ニ配当ス
- 二 第一号ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル第一ノ入学志望医科大学ニ依リ満員トナリ配当スルコトヲ得サル者ニ付テハ更ニ其卒業ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二ノ入学志望医科大学ニシテ欠員アルモノニ配当シ其満員トナリテ配当シ得サル者ハ第三ノ入学志望医科大学ニ配当ス
- 三 第一号及第二号ノ場合ニ於テ卒業ノ成績相同シキトキハ抽籤ニ依リ前項ニ依リ決定シタル配当ノ結果ハ本人ノ都合ニ依リ大学ノ入学ヲ次期ノ学年ニ延期シタル場合ニモ其効力ヲ有ス²⁾

この内訓を補足する通牒が、翌月十五日に文部省専門学務局長から高等学校長宛てに出されているので、ここにおいておこう。卒業の年に帝国大学入学を志望しない場合も、志望する大学を指定させ、配当するというものであった。

丁専第三三八号

六月十八日付ヲ以テ高等学校大学予科第三部卒業生ニシテ医学科志望者ヲ各医科大学ニ配当ノ件内訓相成候処右訓令ノ主意ハ仮令卒業ノ当年大学ニ入学スルコトヲ希望セサル者ト雖モ総テ内訓第二条第三条ノ手続ヲ履行シ本人ノ入学スヘキ大学ヲ定メ置クヘキ儀ニ有之候条為念此段及通牒候也

明治三十六年七月十五日

文部省専門学務局長理化学博士松井直吉

高等学校長

殿

この配当方法では、「先入権」が付与される場合が明確でなかった

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

が、翌明治三十七年六月八日付訓令で改定された。それより先、同年五月二日付で文部省専門学務局長から、東京帝国大学総長宛てに「高等学校大学予科第三部志望者中医学科志望者配当方法」の改定案について「御意見一応承知致度候」と照会された(発専第三七号)。²⁾「先入権」が付与される場合も第四条において明確になり、第二、第三志望の医科大学を指定したにも拘わらず入学できなかった場合に付与されるとされた。そして、第二志望以下を指定しなかったために入学できなかった場合には、「先入権」を付与しないこととされている。東京帝国大学総長は、改定案について五月十三日送達で「御照会之通ニテ差支無之候」と回答した(東京帝国大学乾第三二八号)。²⁾そして、六月八日付で文部大臣から東京帝国大学宛てに次の様に訓令された。内容的に多少変更はあるが、「先入権」については案のままである。

文部省文書課発専七〇号

東京帝国大学

高等学校大学予科第三部卒業者中医学科志望者配当方法左ノ通定ム

明治三十七年六月八日

文部大臣久保田謙

高等学校大学予科第三部卒業者中

医学科志望者配当方法

第一条 各高等学校ハ其ノ大学予科第三部卒業者中医学科志望者ヲシテ其ノ入学セントスル医科大学ヲ指定セシムヘシ
大学予科第三部卒業者中医学科志望者ハ其ノ入学セントスル医科大学ニ簡以上ヲ指定スルコトヲ得此場合ニ於テハ其ノ入学セントスル医科大学

二就キ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

一箇ノ医科大学ヲ指定シタルトキハ之ヲ該卒業者ノ第一志望ト見做ス

第二条 各高等学校ハ其ノ大学予科第三部卒業者中医学科志望者ニ就キ左表ノ調査ヲ製シ七月十日限り文部省ニ差出スヘシ

第一志望	第二志望	第三志望	卒業成績順	何番	氏名
何医科大学	何医科大学	何医科大学	何	番	何 某

第三条 (以下第一項) 大学予科第三部卒業者中医学科志望者ハ左ノ方法ニ依リ各医科大学ニ配当ス

一 某医科大学ニ対スル第一志望者ノ数当該医科大学ノ当該学年ニ於ケル収容予定数ニ超過セサルトキハ第一志望者悉皆当該医科大学ニ入学セシム

二 某医科大学ニ対スル第一志望者ノ数当該医科大学ノ当該学年ニ於ケル収容予定数ニ超過スルトキハ該収容予定数ヲ各高等学校ニ於ケル第一志望者ノ数ニ比例シテ各高等学校ニ配当シ其ノ配当シタル数ヲ限り当該高等学校ニ於ケル卒業成績順ニ依リ入学セシム但配当数ニ小數ヲ生シタル場合ニ於テハ小數ノ最大ナルモノヨリ順次之ヲ採リテ一人ト加算シ収容予定数ニ満ツルニ至テ止ム若シ小數相等シキモノアリテ加算ノ順位ヲ定ムル必要ヲ生シタルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

三 前号ニ依リ配当ノ結果第一志望ノ医科大学ニ入学スルコトヲ得サル者ニ就キテハ其ノ第二志望ニ依リ第一号第二号ノ方法ニ準シ第一志望者ノ数当該学年ノ収容予定数ニ満タサル医科大学ニ入学セシム

四 前号ニ依リ配当ノ結果第二志望ノ医科大学ニ入学スルコトヲ得サル者ニ就キテハ其ノ第三志望ニ依リ第一号第二号ノ方法ニ準シ第一志望者

及第二志望者ノ数当該学年ノ収容予定数ニ満タサル医科大学ニ入学セシム

(以下第二項)

前項ニ依リ決定シタル配当ノ結果ハ本人ノ都合ニ依リ大学ノ入学ヲ次ノ学年ニ延期シタル場合ニモ其ノ効力ヲ有ス

第一項ニ依リ配当セラレタル者ニシテ其ノ年九月三十日マデニ入学ノ手續ヲ完了セサル者ハ入学ヲ次学年ニ延期シタルモノト見做ス

第四条 前条ニ依リ配当ノ結果各医科大学悉ク満員トナリ配当スルコトヲ得サル者ハ仮ニ其ノ第一志望ノ医科大学ニ入学セシメ次ノ学年ニ於テ該学年ノ入学志望者ニ先チ入学セシム但第二志望以下ノ指定ヲナサ、ルカ為ニ前条第一項第三号又ハ第四号ニ依リ配当スルコトヲ得サル者ハ入学スルコトヲ得サルモノトス

第五条 第三条第一項ニ依リ配当ノ結果満員トナリタル医科大学ニ於テ其ノ年九月三十日マデニ缺員ヲ生ジタルトキハ其ノ年入学スルコトヲ得サリシ者ニシテ該医科大学ニ入学ヲ志望スル者ノ中ニ就キ第三条第一項ニ準シ入学者ヲ定ム

第六条 第四条但書ニ依リ入学スルコトヲ得サル者ハ翌年ニ至リ更ニ入学志望ノ順位ヲ指定セシメ第三条第一項ニ依リ入学セシムヘキ医科大学ヲ定ムルモノトス此ノ場合ニ於テ本人ノ成績順ハ前年ニ於テ本人ノ卒業席次ヲ定メタル点数ニ依リ本人ノ卒業シタル高等学校ニ於ケル当年ノ卒業生中ニ配シ該高等学校ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第七条 第三条第一項ニ依リ配当決定シタル後其ノ年九月三十日マデニ高等学校予科第三部卒業シタル者ニシテ医科大学医学科ニ入学ヲ志望スル者ハ其ノ入学志望ノ医科大学ニ於テ第三条及第五条ニ依ル入学者ヲ収容シタル後猶缺員アルトキハ之ニ入学セシメ缺員ナキトキハ前条ニ準ス

第八条 文部省ハ各医科大学入学者ヲ決定シタルトキハ其ノ氏名及出身学校名ヲ当該帝国大学ニ通知シ又各高等学校ニ其ノ卒業生ノ入学スヘキ医科大学名及氏名ヲ通知ス各高等学校ハ各本人ニ其ノ入学スヘキ医科大学名ヲ通知スヘシ²⁸⁾

工科・農科両大学の競争試験と「先入権」

工科大学では、明治三十七年にかなり多くの学科で競争試験を行わざるをえなくなり、不都合が生じたため、明治三十八年に競争試験の廃止と工科大学志望者配当方法の制定を文部大臣に提案したが、実現しなかった。そして、次節で述べるように、結果的には「先入権」付与の廃止に向っていく。

一方、農科大学では、明治三十九年「農科大学入学規程細則」を制定し、入学者の選抜は高等学校大学予科の卒業成績によることとし、競争試験を全く廃止して、「先入権」付与の方を残した。農科大学の細則は、医科大学医学科の方式とは異なり、第二志望以下を指定する規定はなく、東京帝国大学農科大学の志望学科にその年に入学できない者は必ず「先入権」を付与された。

両大学の動きは並行したものであるので、まず、工科大学の競争試験廃止の提案から見ていこう。

工科大学では、表1にも現れているように、明治三十七年に前年までに比べて入学志望者がかなり多くなり、かなりの学科で競争試験を施行した。この時に、「差支」が多かった為、翌三十八年五月六日送達で、東京帝国大学総長は文部大臣宛てに、工科大学の競争試験を廃止し、高等学校大学予科第三部中の医科大学医学科志望者のためのも

のと同様の規定を文部省で制定することを、提案した。「差支」としては、京都帝国大学理工科大学でも同種の試験が行われているために、入学許可者を確定する上で行違いが生じること、及び、遠隔地の高等学校の生徒は受験のために短期間に東京、京都に行かねばならず、個人的支出が非常に多いことがあげられている。

東京帝国大学乾第二六七号 按

本学分科大学入学志望者ノ数各学科設備上予定人員ニ超過スルトキハ分科大学通則入学在学退学規程第二条ニ依リ其人員超過ノ学科志望者ニ限リ競争試験ヲ施行シ入学者ヲ相定候義ニ有之既ニ工科大学ニ於テハ数回之ヲ実行セシモ従来少数ノ学科志望者ニ限リシ為メ別段差支ヲ生セザリシモ昨年ノ如キハ其數俄然多キヲ加ヘ殆ント同大学ノ入学志望者全体ニ該試験施行ノ必要ヲ生シタル有様トナリ又同時ニ京都理工科大学ニ於テモ同種ノ試験施行ノ必要ヲ生シ為メニ入学ノ許否確定上往々行違ヲ起シ差支少カラス加フルニ遠隔ノ地ニ在ル高等学校卒業生ノ如キハ之ケ為メ東奔西馳其費用モ少ナラス非常ノ困難ヲ感シタル趣ニ有之就テハ高等学校大学予科第三部卒業者中医科志望者配当方法ニ倣ヒ工科志望者配当方法モ文部省ニ於テ此際御制定ニ相成候ハ、両帝国大学ニ於テ各別ニ競争試験ヲ施行スルノ必要モナク随テ差支ヲ生スルノ恐モナク且ツ一方ニ於テハ入学志望者ノ奔勞ト費用トヲ相省キ便益頗ル大ナル義ト存候間右工科志望者配当方法至急御制定相成候様致度此段稟請候也

年月日

文部大臣宛

総長

追テ本本文科志望者配当方法御定之上ハ本学工科大学競争試験規程ハ相廢候見込ニ有之候為念此段副申候也²⁹⁾

なお、ここで追伸中にある「工科大学競争試験規程」は、明治三十七年、明治三十年制定の工科大学競争試験受験者心得が廃され、代って同年五月二十四日に評議會で制定されたものである。この新規程には、旧心得と違って「先入権」付与の規定はなかったが、旧心得の「先入権」付与の規定は、分科大学通則の規定と事実上同様のものであったので、「先入権」付与は従来のものであった。

一方、農科大学においては、競争試験を実施しないことを規定した農科大学入学規程細則が明治三十九年に制定されるが、その前年の三十八年に同細則を同大学で一旦定め、同学長が、五月十八日付で、東京帝国大学総長宛てにその制定を伺出した。そして、さらに翌十九日付で同総長に宛てて、分科大学通則入学、在学、退学規程の改正を求め、従来の規程の第三条第二項「入学者ヲ定ム」の次に、「但場合ニ依リ其卒業シタル高等学校ノ成績ニ從ヒ入学ノ順次ヲ定メ競争試験ヲ行ハサルコトアルヘシ」と入れることを上申した。即ち、農科大学で競争試験を廃止する前提として、入学者選抜のための競争試験を行うか否かは、分科大学毎の裁量に委ねることを求めたのである。

分科大学通則の入学、在学、退学規程は、五月二十三日の評議會で農科大学の意向に添った形に改正することが決定され、農科大学の細則も、また評議會で訂正の上可決された。この時、入学、在学、退学規程は、第二条第二項「入学者ヲ定ム」の下に次の言葉が加えられ、また従前の但書を第三項に改めることになった。

但場合ニ依リ各分科大学ニ於テ定メタル細則ニ從ヒ入学ノ順次ヲ定メ競争試験ヲ行ハサルコトヲ得

農科大学の細則は、高等学校大学予科第二部卒業生に対して競争試験を行わず、志望生の卒業時の成績のみで、入学させるかどうかを決定するというものであった。そして、入学者数が各高等学校に配当される形となったので、「先入権」は自校内の卒業時の順位に基づいて下位の者に付与されることになった。先に述べたように、医学部医学科では「先入権」の付与には、東京・京都両帝国大学の三つの医科大学を第三志望まで指定してなお入学できないことが条件となっていたが、農科大学ではこのような規定は設けられず、高等学校大学予科第二部を卒業していれば必ず無試験で翌年以降には農科大学の志望学科に入学できるという規定であった。

第一条 高等学校大学予科第貳部卒業者中本学志望生ニシテ某学科ニ入学ヲ請フ者ノ数当該学科ノ当該学年ニ於ケル収容予定数ニ超過スルトキハ該収容予定数ヲ各高等学校ニ於ケル志望者ノ数ニ比例シテ各高等学校ニ配当シ其配当シタル数ヲ限り当該高等学校ニ於ケル卒業成績順ニ依リ入学セシム配当数ニ小數ヲ生シタル場合ニ於テハ小數ノ最大ナルモノヨリ順次之ヲ採リテ一人ト加算シ収容予定数ニ滿ツルニ至テ止ム若シ小數相等シキモノアリテ加算ノ順位ヲ定ムル必要ヲ生シタルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

但入学ヲ許可セラレタルモノニシテ本人ノ都合ニ依リ入学ヲ延期シタル者及収容ノ結果滿員トナリ入学スルコトヲ得サリシ者次ノ入学期ニ於テ当初志望ノ学科ニ入学ヲ請フトキハ該入学期ノ入学者志望者ニ先チ入学ヲ許可ス尤其人員ノミニテ予定数ニ超過スルトキハ本条ニ準シ入学セシメ残余ノ人員ハ逐次後ノ入学期ニ於テ同一ノ手續ニ依リ入学ヲ許可ス

このような経過で、競争試験を行うかどうかを各分科大学の裁量に委ねることを定めた分科大学通則中の改正と、農科大学の競争試験を行わないことを明記した細則の制定とが学内では決定されたのであったが、工科大学の方では、文部省に要請した競争試験の廃止が実現せず、そのため、分科大学通則中の改正、農科大学の細則制定とも文部省の認可が得られず、翌年にもちこされることになった。

『文部省往復』中に、評議会決定の翌日の五月二十四日付で、東京帝国大学総長から文部大臣に宛てて分科大学通則を改正したいと伺った文書の案文と原文書の両方が残されており(東京帝国大学乾第三一三号)、⁽³⁰⁾「分科大学通則第二入学生在学退学規程ノ改正並工科大学競争試験規程廃止ヲ要スル理由大要」と題した文書(鈔寫版刷り)が前者に添付されている。

その内容は、工科大学競争試験を廃し、他の選抜方法を設けることを主張したものである。さきの五月六日送達の文書とかなりの部分は同じ言葉で書かれたものだが、前と違って、競争試験に代る方法として提案されているものは、医科大学医学科における配当方法にならうのではなく、各高等学校において入学選抜試験を行うというものである。即ち、「此際本学ニ於ル競争試験施行ノ制ヲ廃シ高等学校ニ於ル入学撰抜試験ノ如キ方法ニ依リ其配当方ヲ文部省ニ一任スルニ於テハ両帝国大学ニ於テ各別ニ試験施行ノ必要ナク随テ差閤ヲ生スルノ恐モナク且ツ一方ニ於テハ入学志望者ノ奔勞ト費用トヲ省キ其便益頗ル大ナルモノト認ム」としている。

しかし、工科大学の主張にも拘わらず、競争試験は廃止されず、文

部省専門学務局長は、六月十三日付で東京帝国大学総長宛てに、「本年ハ入学志望者ノ配当ニ關スル特別規程制定不相成候間貴学現行規則ニ依リ学生ヲ收容相成可然大臣ノ命ニ依リ此段及通牒候也」と通牒し、同文書で「追テ本文ノ次第二付別紙分科大学通則改正ノ件一先及御返戻候也」とした。東京帝国大学総長からの伺(東京帝国大学乾第三一三号)は差戻され(文部省文書課巴直專一八五号)、分科大学通則改正と農科大学入学規程細則制定は見送られたのである。⁽³¹⁾

先の分科大学通則中の入学、在学、退学規程は、翌三十九年五月二十六日付で、東京帝国大学総長より大学一般宛て(達第五号)に達せられ、また農科大学入学規程細則も前年五月二十三日の評議会で可決済であったので、農科大学長からの三十九年四月二十日付の伺を受けてやはり同じ五月二十六日に裁定の上、同日農科大学に戻された。⁽³²⁾ こうして両者が制定された。

結局この時は、工科大学の競争試験は改革に失敗し、工科大学においては、「先入権」付与の制度的変更も起こらなかった。農科大学では競争試験廃止は一年遅れたとはいえ実施されたのに対して、工科大学では問題は何も解決されなかったわけで、これが、次節に述べる工科大学の「先入権」付与の廃止に結びついて行ったと考えられる。

四 「先入権」付与の廃止と競争試験の復活

競争試験の結果入学できなかった者に「先入権」を付与する規定は、

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

明治三十一年以来、分科大学通則中に設けられていたが、大正五年二月二十九日の評議会の決定により、分科大学通則から削除され、三月三十一日付で文部大臣より許可された。

削除された部分は、分科大学通則の入学、在学、退学規程中、第二

条第三項で、本稿で紹介した二回の改正の結果、次の様になつていた。

競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者次ノ入学期ニ於テ当初志望ノ学科ニ入学ヲ請フトキハ該入学期ノ入学志望者ニ先チ試験ヲ須キス入学ヲ許可ス尤其人ノミニテ予定ノ人員ヲ超過スルトキハ競争試験評点ノ高キモノヨリ順次入学セシメ残余ノ人員ハ逐次後ノ入学期ニ於テ同一ノ手続キニ依リ入学ヲ許可ス但場合ニ依リ各分科大学ニ於テ細則ヲ定メ本項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

また、分科大学通則の一部がこのように削除されるため、分科大学によっては「先入権」を付与しないことを明記する必要がなくなり、同じ評議会で、法科大学の「競争試験細則」が廃され、また工科大学の「競争試験細則」中第五条が削除されて第六條が第五条に戻される。分科大学通則中の削除の理由は、競争試験の結果で「先入権」付与をしている分科大学が既に存在せず、この規定が必要なくなったためであった。東京帝国大学総長から文部大臣宛てに、同年三月二日に送達された伺には次の様に書かれている。

東京帝国大学乾第九六号按

自今競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者ノ次ノ入学期ニ於ケル無試験入学ヲ許可スルノ規定ヲ廢スル為メ分科大学通則入学在学退学規程第二條中ノ第三項ヲ削除致度此段相同候也

年月日

総長

文部大臣宛

同文書に添付されている「理由」には次の様に書かれている。

理由

入学在学退学規程第二條第三項ハ從來法科大学工科大学ニ於テ競争試験ヲ施行スルモ何レモ細則ヲ設ケテ同項ヲ施行致サス其他ノ分科大学ニ於テモ之ヲ実行セシモノ無之是レ今回之ヲ削除セントスル所以ナリ

各分科大学の「先入権」付与廃止の実際を見ると、医科大学医学科では同五年の入学試験の際廃止されたが、同大学薬学科では既に明治四年の入学試験の際廃止されたものと思われ、工科大学では既に明治四十年の入学試験の際、法科大学では明治四十三年の入学試験の際廃止され、また、農科大学においては、分科大学通則改正の翌大正六年五月に「先入権」付与を定めた農科大学入学規程細則が廃止されている。文科大学と理科大学については、管見の範囲では明らかでない。「先入権」付与の制度は、入学できない者の数が少ないという前提のもとに成立っている制度なので、入学志望者が多くなるにつれて問題が生じて来るのは当然の成行きであった。しかし、理由はそれだけではなかった。それは、この制度があるために、他の帝国大学を希望せず、進学志望者が東京帝国大学に集中すると言つことであつた。以下では、工科大学、法科大学、医科大学、農科大学の順に「先入権」付与の廃止の動きをたどる。

工科大学

「先入権」付与は、他分科大学に先がけて明治四十年に工科大学で廃止され、翌四十一年から実施された。

文部省専門学務局長は、明治四十年七月二十三日付で、東京帝国大学に対して、「先入権」付与を廃止してはどうかと次の様に照会した。これには、理由として、「先入権」の付与が翌年の高等学校大学予科の卒業者に利益とならないこと、東京帝国大学に志望者が集中する原因となっているのではないかとということ、そして、現在はもはや帝国大学の設備の不備で高等学校大学予科卒業生を収容できないという状態ではないことがあげられている。

文部大臣官房文書課未発専九九号

貴学規則中工科大学競争試験ニ依り入学シ得サリシ者ニハ次学年ノ入学期ニ於テ先入権ヲ与ヘラレ居候処右ハ次学年ニ於ケル高等学校卒業生ノ為メニハ基タ利益ナラス且或ハ入学志望者ノ某大学ニ偏傾スル一因カトモ被存候今ヤ大学ノ設備ハ高等学校卒業生ノ収容上先以遺憾ナキコト、相成候ニ付テハ前掲ノ如キ規定ハ此際之ヲ廃止スル方可然ト被存候間来四十一年入学者ヨリ実施ノ見込ヲ以テ右先入権ノ規程削除方御伺出相成度存候此段及御照会候也

明治四十年七月二十三日

文部省専門学務局長福原録二郎印

東京帝国大学総長浜尾新殿⁽⁴⁾

これについて、工科大学長は、同年九月十九日付で、東京帝国大学総長あてに「本学ニ於テハ異議無之候」と回答した。⁽⁴⁾

この件は、評議会で審議となり、まず十月一日に入学、在学、退学

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

規程中第二条第三項「競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者次ノ入学期ニ於テ当初志望ノ学科ニ入学ヲ請フトキハ」の下に「工科大学ヲ除クノ外」の九文字を加えることが決定された。そして十月十五日の評議会では、更にこれを他分科大学に及ぼすの可否に関し協議があったが「他日ノ議題ト為スコト、ナ」り、十二月十七日の評議会において、十月一日の決定は変更され、同項に次の但書追加が議決され、各分科大学毎に細則を定めて「先入権」付与に関し独自の対応をすることが可能となるようにされた。⁽⁵⁾

但場合ニ依リ各分科大学ニ於テ細則ヲ定メ本項ノ規定ニヨラサルコトヲ得⁽⁶⁾

先に、三の工科・農科両大学の競争試験と「先入権」のところ述べたように、これより先、明治三十七年五月二十四日に「工科大学競争試験規程」が制定されていた。⁽⁷⁾その新規程には、旧心得と違って「先入権」付与の規定はなかったが、ここで独自の対応が可能となったため、この新規程には「先入権」を付与しないことが明記されることになった。工科大学競争試験規定は翌四十一年二月十八日の評議会で、工科大学長より提出の改正案が審議され、修正を経て、従来の第五条が第六条に改められ、第五条には「先入権」を付与しないことを定め、た次の様な条文が加えられた。

第五条 試験ノ結果入学シ得サリシ者次ノ入学期ニ入学セントスルトキハ更ニ他ノ入学志望者ト共ニ競争試験ヲ受クヘシ⁽⁸⁾

そして、同じ評議会では従来の「競争試験規程」という名称が「競争試験細則」と改められた。

なお、文部省からの競争試験廃止の要請は、全学科に及ぶものではなかった。翌四十一年二月十八日付で、文部省専門学務局長は東京帝国大学総長に宛てて、その旨を申進している。

文部大臣官房文書課申東專四四号

貴学分科大学通則入学在学退学規程中改正ノ件此程許可相成尚之ニ就キ乾第八〇八号御回答ノ趣モ有之候処右改正ノ結果分科大学ニ於テ細則ヲ定メラル、ニ当リ他ノ帝国大学ニ設備ナキ学科ニ限り従前通り先入権ノ規定ヲ存スル必要ヲ認メラレ候場合モ可有之ニ対シ本省ニ於テハ更ニ異議無之候前御照会之關係有之候ニ付為念此段申進候也

明治四十一年二月十八日

文部省専門学務局長福原録二郎印

東京帝国大学総長浜尾新殿

また、入学できなかった者は従来「先入権」を付与されるとともに、「仮入学」の状態になっていたが、「先入権」付与の廃止とともにこれの扱いも問題となった。しかし、これは、文部省専門学務局長から、明治四十一年五月十三日付で「缺員アル学科ニ対シテハ九月三十日マテ入学願書御受理相成規定モ有之候次第ニ付九月三十日マテ仮入学生ノ資格ヲ存続シ置カレ度」いがかどうかという旨照会があった(文部大臣官房文書課申東專一七号)ので、東京帝国大学総長から五月十四日送達で、文部省専門学務局長に宛てて「本学ニ於テ差支無之候」と回答された(東京帝国大学乾四〇九号)。

こうして導入された競争試験細則の第五条は、先に述べた大正五年二月二十九日の評議会の議決により、分科大学通則の改正と同時に、

削除されることとなり、第六条が第五条に戻されるまで存続する。

法科大学

法科大学で「先入権」付与が問題となった最初と思われるのは、明治四十年のことで、先に工科大学のところで述べた「先入権」付与の廃止の照会の際であった。工科大学と違い、法科大学では、同大学に關する限りその必要を認めないとした。『東京大学百年史』法学部部局史は、明治四十年十二月のところに次の様に書いている。

入学・在学・退学規程第二条第三項の、入学試験の結果入学を認められなかった者が次の入学期に同一学科を再び志願する場合に先入権を与える規定を削除したい旨の文部省の照会につき、他分科大学の意向如何にかかわらず本学では改正の要を認めないことに決定(評議会においては各分科大学で細則を定めうる旨の但書を加えることに決定)。

このように、法科大学では「先入権」付与の規定を持っていたが、実際には、表1に見られるように、明治三十五年以外全員入学が続き、「先入権」の付与は、行われたとしても一度のみであった。

法科大学では、入学志願者が増加するに連れ、収容者数を増やして行き、殆ど競争試験を行って来なかった。明治三十二年六月一日送達の際、総長から文部省専門学務局長宛ての文書に依れば、当時、三〇〇名迄は入学させることが可能だとしている(東京帝国大学乾第三〇〇号)が、明治四十一年三月には教授会で四五〇名までを収容すること(東京帝国大学乾第二〇九号)を決定し、四月九日送達で総長から文部省専門学務局長宛てに通牒している(東京帝国大学乾第二〇九号)。さらに、明治四十二年には五〇

○名までを收容しようとした。⁽⁵⁾そして、表2にあげる『文部省年報』中の統計と比較すれば明らかなように、実際にはそれより数十名多く入学させた場合もあった。

表2 法科大学の入学者数(明治33年～大正7年)
表1の数値より作成

	法律・政治 両学科の合計	法律・政治・ 経済3学科 の合計	法律・政治・ 経済・商業 4学科の合計
明治33年	180		
34	245		
35	280		
36	257		
37	353		
38	390		
39	436		
40	465		
41	388	481	
42	357	421	443
43	455	517	527
44	467	515	526
45	418	488	501
大正2	425	507	508
3	461	506	557
4	480	513	555
5	472	520	574
6	498	537	593
7	479	519	585

しかし、東京帝国大学法科大学の入学者数の増加は、京都帝国大学法科大学との関連から、問題とされることとなった。

明治四十二年二月に、文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に宛てた次の文書は、入学者数の増加に反対する理由が明記されていないが、後に引用する明治四十三年五月の文書から見て、京都帝国大学との関連と思われる。

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

文部省文書課東專四七号

本年貴学法科大学へ收容可相成人員ハ五百人ノ旨御答相成候処右收容人員ノ件ニ付テハ昨年報シク御打合候通ノ事情ニ有之学生ノ配当上差支候間前年ノ通四百五十人ヲ限り收容相成候事ニ相成度命ニ依リ此段及照会候也

明治四十二年二月八日

東京帝国大学総長浜尾新殿⁽³⁶⁾

文部省専門学務局長福原鏡二郎⁽³⁷⁾

これに対する三月三十一日送達⁽³⁸⁾の回答で、当時法科大学が入学者数を増加させている理由として、自由意志を遮ること、無用の競争の煩累、及び経済学科増設があげられている。

東京帝国大学乾第五八号按

本年二月八日付本学法科大学来学年收容人員ノ件ニ付御照会ノ趣承⁽³⁹⁾了同法科大学ニ於テ審議候処過去数年間ノ收容人員四百五十人ノ予定ナルモ近年入学志望者増加シ實際四百七十八人入学ヲ許シ居候次第ニテ現ニ凡五百人ヲ收容シ得ヘキ場合ニ於テ強テ之ヲ四百五十人ニ制限スルハ徒ニ高等学校卒業生ノ自由志望ヲ遮ルノミナラス本学及入学者共ニ無用ノ競争試験ノ煩累ヲ加ヘ不得策ニ可有之且法科大学ハ従来ノ法律政治ノ二学科ノ外新ニ経済学科ヲ増設シタル為ニ自然入学志望者ヲ増加シ随テ收容人員ニ於テモ可成割的シテ多少増員ヲ要スル義ニ有之而シテ経済学科増設ニ付学科目ニ依リ学生各級ノ分配モ従前ト異リ自ラ一級ノ人数ヲ減シ又全数合併同一教場ニ受業スル場合モ漸ク少ク相成候際ニ付前記人員ヲ收容致候モ従前ニ比シ實際差支無之候右ノ次第ニ付来学年收容人員ハ先般申進候通り五百人トスルコトニ致度此段及御答候也

四十二年三月卅一日

文部省専門学務局長⁽⁴⁰⁾

総長

しかしさらに、翌四十三年、文部次官は、五月三十日付で、公文書ではなく私信の形で、東京帝国大学総長に宛てて、京都帝国大学法科大学との関連で、競争試験を施行して入学者数を制限することを求めている。

拝啓本年貴学法科大学入学志望者数ハ今回ノ調査ニテ八十六人ノ超過ト相成候処京都法科ノ志望甚少数ニモ有之候事故此際貴学ニテ超過ノ人員ヲ強テ収容スルハ双方ノ都合ニアラスト存候ニ付競争試験ヲ以テ選抜入学セシメラレ候様致度此段得貴意候

明治四十三年五月三十日

敬具

文部次官岡田良平

東京帝国大学総長
男爵浜尾新殿

この後、六月三十日、法科大学長は、東京帝国大学総長に、「先入権」付与を行わないことを明記した「競争試験細則」を定めることを申請し、翌七月一日評議会で可決され、同日送達で東京帝国大学総長から大学一般宛てに制定が達せられた(達第十一号)⁵⁹。同細則は次の様なものである。

競争試験細則

分科大学通則第二入学在学退学規程第二条第二項ニ依ル競争試験ノ結果入学者シ得サリシ者次ノ入学期ニ入学セント欲スルトキハ更ニ他ノ入学志望者ト共ニ競争試験ヲ受クヘシ

これは、「法科大学規程第四試験細則」の次に「第五競争試験細則」

として加えられた。

「先入権」付与の廃止と競争試験実施との関連を明記した文書は、管見の範囲では見られないが、かなりの関連性はあったのではないだろうか。

なお、この細則も、本節冒頭で述べたように、工科大学競争試験細則第五条と同様、大正五年二月二十九日の評議会の議決で分科大学通則改正と同時に廃された。

医科大学

医科大学においては、医学科と薬学科で別個に「先入権」付与が廃止された。薬学科については記録が管見に入らぬため、これまで全く述べて来なかったが、評議会の議題に廃止に関する記録があるので、先にそれにふれた後、医学科について見ていく。

薬学科については、大正三年七月七日の評議会において、医科大学長から「薬学科入学者ニ対スル先入権ハ自今取消ノ件」が提出され、協議の末「更ニ書面ヲ以テ提出スルコト、ナ」った。さらに「九月二十三日附各高等学校へ通知案」の何出もあった⁶⁰。この通知自体は管見に入っていないが、以後、薬学科関係の「先入権」の審議は見られないので、大正四年の入学の際に「先入権」付与が廃止されたものと思われる。

一方、医科大学医学科の「先入権」付与の廃止は、大正五年一月であつた。

廃止に先ち、大正四年十一月に、文部省専門学務局長から東京帝国

大学総長宛てに、明治三十七年以來の入学者選抜法と「先入権」付与の廃止とを予告する文書が届く。

文部省發專二三七号

拜啓竊ニ御協定致候高等学校大学予科第三部卒業者中医学科志望者配当方法廃止ノ件ニ付詮議中ニ有之候処右廃止後收容數ニ超過ノ場合ニ於テ競争試験ノ結果入学シ得サル者ニ對シ翌年度ノ先入権ヲ認ムルコトナク更ニ競争試験ニ依リ入学者ヲ決定候様致度見込ニ有之候間御差支無之候哉為念御意見承知致度此段得貴意候

大正四年十一月二十三日

拝具

文部省専門學務局長松浦鎮次郎(印)
東京帝國大學總長理學博士山川健次郎(印)

右にもあるように、医学科の競争試験導入は決定のかなり前から必要性が議論されていた。その点は、先の薬学科「先入権」が審議された同じ大正三年七月七日の評議會での審議からも知ることができる。当日の決定は、「高等学校ヨリ医科大学へ進入シ來ル学生ニ對シ自今競争試験ヲ施行スルノ件」について文部省から照会がある場合には、「差支ナキ旨回答スルコト但試験科目ハ協議アリタシトノ条件ヲ附スルコト」というものであった。⁽⁸⁾ただし、その時点では競争試験の導入が「先入権」付与の廃止と結びつけて考えられていたかは、明らかでない。

そして、大正五年一月十二日に文部大臣から東京帝國大學に宛てて、先に三の医科大学医学科の部分であげた明治三十七年發專七〇号の協定を廃止する次の様な訓令が發せられた。

發專二五三号

東京帝國大學
明治三十七年發專第七十号訓令高等学校大学予科第三部卒業者中医学科志望者配当方法ハ自今之ヲ廢止ス

大正五年一月十二日

文部大臣法學博士高田早苗(印)

この訓令を受けてのものと思われるが、大正五年二月二十九日の評議會で、医科大学長から「競争試験細則新設ノ件」が提出された。おそらくこの年から競争試験を行わねばならなくなったためであろう。審議の結果、競争試験の結果入学できなかった者への「先入権」付与の規定は、医科大学医学科ばかりでなく、他の分科大学のものもすべて廢することとなり、「自今競争試験ノ結果入学スルコトヲ得サリシ者ノ次ノ入学期ニ於ケル無試験入学ヲ許可スルノ規定ハ總テ之ヲ廢スルコト」とされた。⁽⁹⁾本節冒頭で述べた分科大学通則入学、在学、退學規程の一部削除と法科・工科兩大学の細則の廢止は、このように医科大学医学科における「先入権」付与の廢止がきっかけとなって行われた。しかし、「先入権」付与の規定を含む農科大学入学規程細則のみは改正されていない。理由は明らかでないが、農科大学では「先入権」は競争試験の結果によって付与されていたものではなかったからであろうか。農科大学の「先入権」付与の廢止は、次に述べるように、一年以上遅れて大正六年五月である。

農科大学

農科大学では、「先入権」付与は、大正六年五月に廢止されるが、

大正二年四月に文部省専門学務局長から、東京帝国大学総長事務取扱に当年度から「先入権」付与を廃止し、翌三年度から競争試験の施行を求める照会があった。これは、「先入権」を持つ者が増加し、不都合を生じつつあったからであった。

文部省発專三二号

貴学農科大学ニ於テハ高等学校大学予科ヨリ進入セントスル者ノ内入学スルコトヲ得サル者ニ対シテハ其ノ翌年以後ノ先入権ヲ認メ居ラレ候処農学科ノ如キハ本年三月調ニヨレハ入学志望者ノ数ハ収容予定数ニ比シ八十五名ヲ超過シ其ノ他農芸化学科、水産学科ノ如キモ多数ノ超過ニシテ将来益超過数増加ノ傾向ニ有之今後大学予科卒業業者ヲシテ貴学ニ入学スル能ハスシテ数年間徒ニ入学ノ時機ヲ待タシムルコト、相成可申ニ付適宜ノ措置ニ付講究ヲ要スルコト、存候間差当リ此際法科又ハ工科ト同様明年度ヨリ収容数ニ対シ入学志望者ノ超過セル学科ハ惣テ競争試験ヲ施行セラレ候様本年度ニ於テ御規定ノ上速ニ各高等学校ニ公示セラレ本年新ニ入学ヲ志望シ入学シ得サル者ニ対シ先入権ヲ認メサル様御取計相成可然ト存候処御意見折返シ御回示相成度此段及照会候也

大正二年四月二十四日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎

東京帝国大学総長事務取扱

理学博士桜井錠二殿

これに対して、農科大学は、五月二十六日送達の文書で、「先入権」付与の廃止と競争試験の施行の利点を認めながらも拒絶している。回答文書に書かれた理由は次のようなものであった。入学志望者が収容数よりも少なければ、ある学科に入学できなくても欠員の生じた別の学科に入ることができるので競争試験を行い、かつ「先入権」付与を

廃止してもよい。しかし、実際は、法科・工科両大学と違い、総収容数が非常に少ないので、競争試験を行い、「先入権」付与を廃止すれば、入学できるまで何年も待つか、あるいは新に別の試験に合格して他の学科に転ずるほかにない者が多数出るであろう。従って、法科・工科両大学への入学志望者に対するのと同じ扱いをなすのはいささか穩当を欠くというのである。

按

東京帝国大学乾第二〇八号

專三二号ヲ以テ本学農科大学入学志望者ニ対スル措置ニ付御照会ノ趣諒承致候從來同大学ニ於テハ高等学校大学予科卒業業者ニシテ入学シ能ハサル者ニ対シ仮入学ヲ許シ其翌年以後ノ先入権ヲ認居候処入学志望者逐年増加シ從テ入学シ得サル者愈多キヲ加ヘ頗ル遺憾ニ存候就テハ此際御意見ノ如ク本年ヨリ入学シ得サル者ニ対シ先入権ヲ認ムルコトナク又明年ヨリ収容数ヲ超過スル場合ニハ競争試験ヲ施行シ予定ノ人員ヲ入学セシムルコト、セハ本学ハ頗ル便宜ヲ得ル次第第二候得共農科大学志望者ノ入学シ得ヘキ諸学科ノ総収容数少キカ故ニ多数ノ者ハ特別ノ試験ヲ經テ他ノ学科ニ転スルカ又ハ幾年カ入学ノ時機ヲ待ツノ止ヲ得サルニ至ルヘクト存候今若シ農科大学志望者ノ数其入学シ得ヘキ諸学科ノ総収容数ト同一以內ナル時ハ甲学科ニ入学シ得サルモ乙学科ニ転シ得ルカ故ニ農科大学ニ於テ競争試験ヲ行ヒ入学シ得サル者ニ対シ先入権ヲ認ムルコトナキモ可然ト被存候得共収容数前記ノ如キ現状ナルニ拘ラス法科又ハ工科入学志望者ト同一ノ取扱ヲ為スコトハ稍穩當ヲ欠クノ嫌有之哉ト被存候就テハ本学農科大学ニ於ケル収容方法ニ関シ尚講究可致候得共不取敢御答旁此段申進候也

年月日

総長

文部省専門学務局長宛

しかし、このように拒絶し、さらに、先に医学部のところで述べたように、大正五年二月二十九日の評議会でも改正されなかったが、結局大正六年五月十五日の評議会において、農科大学長の提出により、農科大学入学規程細則は廃止され、同時に「競争試験細則」が内規として制定され、同年の入学志望者より施行されることに決定された。これにより、農科大学においても、競争試験が実施されることとなり、同時に「先入権」付与が廃止されたのであった。⁽⁶⁾なお、評議会は、その理由として、わずかに「農科大学ノ学科中入学志望者収容予定人員ニ超過スルモノアルニ依ル」ということのみをあげている。⁽⁷⁾

この後、東京帝国大学総長は、農科大学入学規程細則の廃止を五月二十一日送達で文部大臣宛てに届けている。⁽⁸⁾

文科・理科両大学

文科大学においても、表1に見られるように、明治三十五年に初めて入学できなかった者が、明治三十九年以降は毎年出ている。理科大学においても、明治三十五年以来多くの学科で度々競争試験が行われていた。しかし、両大学の入学者の選抜や競争試験がどのような内規によっていたのかは、管見の範囲では見出せていない。ただ、先に述べた大正六年五月の農科大学入学規程細則の廃止の際の、文部大臣宛ての届出には「理科大学競争試験細則」も廃止するとあり、⁽⁹⁾また評議会記録の要旨にも同様の名称が見えるので、理科大学にはなんらかの細則があったことがうかがわれる。

五 結 び

帝国大学の入学試験で翌年度入学の「先入権」付与の制度が導入されてから、廃止されるまでの経緯、どのような場合に「先入権」が付与されていたかについて通覧した。

「先入権」付与の導入は、明治三十年十一月評議会認可の工科大学競争試験規程が最初であった。競争試験の規定は、明治二十九年九月改正の分科大学通則で初めて設けられたが、その時は、「先入権」の付与はないものとされていた。分科大学通則に「先入権」付与の規定が設けられたのは、明治三十一年十月の改正のときであった。

「先入権」を付与された者が初めて出た年は、筆者には特定できていないが、更に後の明治三十五年であったのではないかと思われる。

「先入権」付与の制度は、分科大学通則の上では、明治四十年の改正によって、存続が各分科大学の裁量下に置かれ、さらに大正五年の改正により通則上から完全に姿を消した。廃止は分科大学によって異なり、評議会の認可・決定のレベルで見ると、最初は明治四十年十月の工科大学であった(明治四十一年二月に細則が決定)。その後、明治四十三年七月に法科大学で廃止され、大正五年二月に医科大学医学科で廃止され、最後に大正六年五月に農科大学で廃止された。また、医科大學薬学科についても、大正三年九月に医科大学薬学科から各高等学校へ通知されたと思われる。

「先入権」が付与される場合は、分科大学、そして時期によって異なっていた。工科・法科両大学では、専ら競争試験の結果入学できなかった

かった者に与えられた。しかし、医科大学医学科では明治三十六年頃から、農科大学では明治三十九年から、競争試験が廃止され、それに代って高等学校大学予科卒業時の成績による入学選抜が導入され、選抜の結果入学できなかった者に与えられることになった。但し、医科大学医学科では、全高等学校大学予科の間で協定が結ばれ、高等学校大学予科第三部卒業の各入学志望者に第三志望の医科大学までを指定させ、明治三十七年からの協定では第三志望にも入学できなかった者に限って「先入権」が付与されることとなった。「先入権」付与の制度があったからといっても、医科大学医学科については一年以上待たずも必ずしも東京帝国大学の該学科に入学できたわけではなかった。理科大学でも、度々競争試験は行われていたが、「先入権」の扱いがどのようになされていたか明らかでない。また文科大学においても競争試験は行われていたものと思われるが、「先入権」の扱いについてはやはり明らかでない。

「先入権」付与が廃止された理由は各分科大学の間で必ずしも一致していたわけではないが、少なくとも次の三点は、当時あげられていた理由である。

- 一 翌年の高等学校大学予科卒業生に明らかに不利益となる。
 - 一 東京帝国大学に入学志望者が集中し、他帝大に欠員が生じる。
 - 一 帝国大学の収容能力に不備がないと考えられるようになったこと。
- しかし、また、本稿でたどってきた歴史的過程をみると、廃止されるに至った理由の一つとして、次の様な見方も可能なのではないかと

考えられる。即ち、最初、競争試験の結果入学できなかった者を翌年に大学に入学させるという制度であった「先入権」付与は、廃止されようとしていた明治末から大正初期にかけては、その存在が競争試験に相反するものと捉えられるようになったのではないかと、「先入権」付与を廃止して入替わりに競争試験を導入する、という論理が生じていたのではないかと、そのために、「先入権」付与の廃止と競争試験の導入が同時に行われたのではないかと、という見方である。

それに関する流れのみを拾って見ると、工科大学では明治三十八年競争試験の廃止を提案し、結果的には明治四十年に「先入権」付与が廃止されて競争試験が残ったこと、一方、農科大学は明治三十九年「先入権」付与を残して競争試験を廃止し、また大正六年に至り、競争試験を復活させて「先入権」付与を廃止したこと、そして、法科大学で明治四十三年、医科大学医学科で大正五年に競争試験を導入して「先入権」付与を廃止したことがあげられるのである。

筆者は、本稿で、今日とは非常に異なる「先入権」付与の制度を通して、過去の大学の入学選抜制度の一端を覗いてみた。しかし、本稿では、「先入権」付与について制度的側面から叙述するに止まり、「先入権」付与に関わる学校制度上の問題には考察を加えていない。日本の入学試験そのものについて歴史的考察をすることが、筆者の最終的な課題であるが、当面は、「先入権」付与のみならず、大学入学試験の制度と実態の沿革を明らかにしていかなければならない。

注

- (1) 近代日本教育史事典編集委員会(編)『近代日本教育史事典』昭和四十六年、平凡社、一四五頁(麻生誠執筆の項)
- (2) 注(43)の引用文
- (3) 注(49)の引用文
- (4) 同右
- (5) 『文部省往復』明治三十五年(東京大学史料室保管A95)、二九二丁以下
- (6) 『文部省往復』明治三十六年(東京大学史料室保管A94)、四二九丁以下
- (7) 『文部省往復』明治三十七年(東京大学史料室保管A97)、二二二丁以下
- (8) 評議会記録の要旨、及び『帝国大学第十一年報』「庶務ノ部中の「評議会」(東京大学総合図書館所蔵、東京帝国大学五十年史料)。但し、年報「学規」の部には同年九月二十三日に但書追加とあり、東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』資料一、昭和五十九年、六五〇―六五一頁も同日をとっているが、これは、注(9)の資料によれば、各高等学校に達した日付けである。引用は『帝国大学一覽』による。
- (9) 『文部省往復』明治三十九年(東京大学史料室保管A102)、三五二丁以下
- (10) 同右
- (11) 同右、三五二丁
- (12) 同右、三四八丁
- (13) 明治三十年の『文部省往復』は、『帝国大学年報』の副本以外の存在が確認されていない。
- (14) 『文部省往復』明治三十四年(東京大学史料室保管A107)、一五二丁以下
- (15) 評議会記録の要旨、『帝国大学一覽』等。但し、前者には誤記と思われる部分があるので、引用は後者によった。
- (16) 『検印録』明治三十一年(東京大学史料室保管F6)、二二七丁
- (17) 評議会記録の要旨
- (18) 『日本帝国文部省第二十六年報』、一六七頁
- (19) 明治三十三年五月四日から、及び明治三十四年四月二十二日から、文

東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度

- 部省内で開かれた高等学校長会議。『文部省往復』明治三十三年、三十四年(東京大学史料室保管A106、107)、各二丁以下
- (20) 『文部省往復』明治三十二年(東京大学史料室保管A105)、三一九丁以下
- (21) 『文部省往復』明治三十三年(東京大学史料室保管A106)、一四三丁―一四九丁
- (22) 『文部省往復』明治四十二年(東京大学史料室保管A125)、三三二丁以下
- (23) 「協定」という語は、廃止に際しての大正四年十一月二十三日付文部省発専三七号で用いられている。注(61)の引用参照。
- (24) 『文部省往復』明治三十六年(東京大学史料室保管A111)、一一二丁以下
- (25) 同右、九丁以下。この通牒は、東京帝国大学あてに参考用に送られて来た添付文書から翻刻した。文書の番号が、各高等学校へ通牒したことを伝える東京帝国大学総長宛ての文書に付された番号(丁専三三八号)と同じであるので、各高等学校長へ実際に通牒された文書に付された番号は異なっていた可能性がある。
- (26) 『文部省往復』明治三十七年(東京大学史料室保管A114)、六丁以下
- (27) 同右、五丁
- (28) 『文部大臣達』自明治三十二年至大正二年(東京大学史料室保管M15)、三六八丁以下
- (29) 『文部省往復』明治三十八年(東京大学史料室保管A116)、一二丁以下
- (30) 前掲(26)、五三丁以下。『東京大学百年史』資料二、昭和六十年、五四六頁。評議会の記録の要旨。
- (31) 前掲(29)、四丁以下、及び八丁以下
- (32) 前掲(29)、一二丁以下、及び評議会記録の要旨
- (33) 前掲(29)、一四丁以下、及び評議会記録の要旨
- (34) 前掲(29)、四丁以下。
- 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』資料二、七五四頁に明治三十九年五月二十六日制定とあるが、これは評議会の決定が、文部省から認可されなかったため。注(38)参照。

- (35) この引用は、『東京帝国大学一覽』(従明治三十九年至明治四十年)、三二九—三三〇頁よりとった。
- (36) 前掲(29)、一四丁以下、及び二二丁以下
- (37) 前掲(29)、一丁
- (38) 『検印録』明治三十九年(東京大学史料室保管F10)、三〇丁以下
- (39) 『文部大臣准允』大正五年(東京大学史料室保管E10)、一三二丁以下、及び評議会記録の要旨等
- (40) この引用は、『東京帝国大学一覽』(従大正四年至大正五年)、六九頁よりとった。
- (41) 評議会記録の要旨
- (42) 『文部大臣准允』大正五年(東京大学史料室保管E10)、一三二丁以下
- (43) 『文部省往復』明治四十年(東京大学史料室保管A122)、四九二丁
- (44) 同右、四九二丁
- (45) 評議会記録の要旨
- (46) 評議会記録の要旨、『東京帝国大学一覽』等
- (47) 前掲(30)
- (48) 評議会記録の要旨。但し、引用は、『東京帝国大学一覽』(従明治四十年至明治四十二年)、二二三頁よりとった。なお、『東京大学百年史』通史一、昭和六十年、五四六頁に、競争試験規程が明治四十年十月一日と同年十二月十七日に改正されたとあるが誤りである。
- (49) 『文部省往復』明治四十一年(東京大学史料室保管A123)、一六三丁
- (50) 同右、一三三—二二丁以下
- (51) 前掲(39)
- (52) 『東京大学百年史』部局史一、昭和六十一年、二二四頁
- (53) 『文部省往復』明治三十二年(東京大学史料室保管A105)、三二—四二丁以下
- (54) 前掲(49)、一八三丁以下
- (55) 『文部省往復』明治四十二年(東京大学史料室保管A125)、二九〇丁以下
- (56) 同右、二九四丁

- (57) 同右、二九〇丁
- (58) 『文部省往復』明治四十三年(東京大学史料室保管A126)、三二—七丁
- (59) 『検印録』明治四十三年(東京大学史料室保管F12)、六六丁以下、及び評議会記録の要旨。引用の細則条文は、『東京帝国大学一覽』(従明治四十三年至明治四十四年)、一一二頁と同文
- (60) 評議会記録の要旨
- (61) 『文部省往復』大正四年(東京大学史料室保管A133)、四一—七丁
- (62) 評議会記録の要旨
- (63) 『文部省往復』大正四、五年(東京大学史料室保管A134)、七丁
- (64) 評議会記録の要旨
- (65) 『文部省往復』大正二年(東京大学史料室保管A130)、一八二丁
- (66) 同右、一八〇丁以下
- (67) 評議会記録の要旨
- (68) 評議会記録の要旨
- (69) 『文部省往復』大正六年(東京大学史料室保管A135)、二五—二丁
 なお、同届けには、「理科大学競争試験細則」についても記述されているので、全文を引用しておこう。
 東京帝国大学乾第二六九号 按
 本学工科大学及理科大学競争試験細則并ニ農科大学入学規程細則ハ自今之ヲ廢止候条此段及御届候也
 年月日
 文部大臣宛
 追テ競争試験ニ関スル細則ハ自今内規トシテ各分科大学ニ於テ適宜相定メ予メ各高等学校ニ通知可致置答ニ有之候条此段申副候也
- (70) 同右

(しよざわ じゅん 東京大学史料室)